

議案第67号

逗子市市税条例の一部改正について

逗子市市税条例の一部を次のように改正する。

令和5年11月30日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市市税条例の一部を改正する条例

逗子市市税条例（昭和49年逗子市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項及び第16条第1項中「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。）」を加える。

附則第26項各号列記以外の部分中「及び第15条の8」を「、第15条の8及び第15条の9の3」に改め、同項に次の1号を加える。

(17) 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則に次の1項を加える。

（大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

36 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、マンション名、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合は、3月以

内に提出することができなかった理由

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、附則第26項の改正規定及び附則に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(個人の市民税に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の逗子市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 3 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(提案理由)

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）の施行に伴い、森林環境税の賦課徴収の方法を定めるとともに、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）の施行に伴い、特定マンションに係る区分所有に係る固定資産税の減額割合を定めるに当たり、改正の要あるため提案する。